

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省4(X-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること(施策目標X-1-1) 基本目標X:高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標1:老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p>				<p>担当 部局名</p>	<p>年金局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 岡部 史哉 年金課長 若林 健吾 数理課長 佐藤 裕亮 首席年金数理官 村田 祐美子 事業企画課長 田中 謙一 事業管理課長 樋口 俊宏</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、以下を柱に実施している。</p> <p>1. 公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方に基づいて成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としている。また、定期的に公的年金制度の財政状況を検証することで、将来世代にわたり持続可能な公的年金制度の構築を目指している。</p> <p>2. 政府管掌年金事業(厚生年金保険事業及び国民年金事業)については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされており、同法に基づき、厚生労働大臣が定める日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)や日本年金機構が策定した中期計画及び各年度の年度計画に基づいて、計画的に公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としている。</p> <p>令和元年(2019)年度からは、第3期中期目標(対象期間:平成31年4月1日~令和6年3月31日)及び中期計画に基づいて業務を実施している。</p>												
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えるため、持続可能な公的年金制度等を構築することが課題である。</p>											
<p></p>	<p>2</p>	<p>公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことにより、国民生活の安定に寄与することが課題である。</p>											
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>					<p>達成目標の設定理由</p>							
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する。</p>					<p>社会経済の変動に対応し持続可能な公的年金制度等を構築するためには、継続的な検証及び改善が必要なため。</p>							
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>公的年金制度の適切な事業運営を図る。</p>					<p>国民生活の安定に寄与するためには、公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことが必要のため。</p>							
<p>達成目標1について</p>													
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由</p>	<p>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>		
<p>①</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>円滑な施行に向けた法令整備</p>	<p>令和4年度</p>	<p>-</p>	<p>財政検証の実施</p>	<p>財政検証の結果等を踏まえた必要な検討の実施、法令整備</p>	<p>必要な法令整備</p>	<p>必要な法令整備</p>	<p>・ 財政検証は、少なくとも5年に1度、将来の人口や経済の前提を設定した上で、長期的な年金財政の収支見通しやマクロ経済スライドの調整期間の見通しを作成し、年金財政の健全性を検証するものであり、国民の信頼を高めることにつながる。また、検証結果を踏まえて必要な検討を行うことは、持続可能な年金制度の構築にとって重要な意義を持つため、当該指標を選定した。</p> <p>・ 令和2年年金改正は、令和元年財政検証を踏まえ、社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るものであり、その法律の円滑な施行に向けて、法令整備を遅滞なく行うことは、持続可能な公的年金制度の構築にとって重要な意義を持つため、当該指標を選定した。</p>	<p>令和元年財政検証を踏まえた令和2年年金改正法は、短時間労働者への適用拡大(企業規模100人超→50人超)に関して、令和6年10月まで段階的に施行することとされており、その円滑な施行のため、令和6年10月までの間に、関係政省令について、所要の規定を整備する必要があることから、当該目標値を設定した。</p>		
<p>(参考指標)</p>					<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>選定理由</p>			
<p>2</p>	<p>年金教育の実施</p>				<p>3,993回</p>	<p>3,834回</p>	<p>2,125回</p>	<p>3,077回</p>	<p>将来世代に対して、公的年金制度の仕組みや理念について年金教育を行うことにより意識改革を図ることで、保険料納付の促進につながるなど、公的年金制度の持続可能性の確保に寄与するため。 (参考)平成28年度実績:3,467回</p>				

達成手段1 (開始年度)		令和2年度	令和3年度	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和4年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	公的年金制度の持続可能性確保に必要な経費 (昭和17年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野③】	1.80億円	1.74億円	デジタル移管のためR4は0円	1	・国民年金及び厚生年金保険の財政状況について、5年ごとに保険料、国庫負担額及び給付費等の検証を実施するため、財政検証システムを改修。「財政の現況及び見直し」を作成し、公表を行う。 ・検証の結果等を踏まえ、公的年金制度の持続可能性の確保や現行の公的年金制度の改善に向けた企画立案により、国民に信頼される公的年金制度を構築することができる。	2022-厚労-21-1053
		1.45億円	1.42億円				
(2)	公的年金財政検証関係経費 (平成13年度)	0.24億円	0.14億円	デジタル移管のためR4は0円	1	・社会保障審議会年金数理部会の審議に資するために公的年金財政評価システムを改修し、年金数理部会において、毎年度の財政状況等の分析・評価と財政検証における検証(レビュー)の支援を行う。 ・厚生年金(厚生年金の実施機関たる共済組合等を含む)、国民年金の年金財政について、安定性、公平性の確保に関し、年金数理的な視点から統一的な検証を行うことができる。	2022-厚労-21-0880
		0.23億円	0.14億円				
(3)	年金生活者支援給付金の支給に必要な事務費 (平成25年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野③】	92.13億円	81.88億円	76.0億円	-	・高齢、障害、遺族の各支援給付金の対象となる方に給付金を確実に支給するため、日本年金機構、市町村等における支給事務に係る交付金等の支給を行う。	2022-厚労-21-0881
		75.70億円	73.97億円				
(4)	年金生活者支援給付金の支給に必要な経費 (令和元年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野③】	4,908.1億円	5,220.5億円	5,235.1億円	-	・年金を含めても所得が低く、経済的な支援を必要としている者に対し、年金に上乗せして年金生活者支援給付金を支給する。	2022-厚労-21-0895
		3,809.1億円	3,836.1億円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準値			年度ごとの実績値						
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
③ 国民年金の現年度納付率 (アウトプット)	平成28年度	65.0%	前年度実績を上回り令和2年度から2.0ポイント程度(74.0%)の水準	令和4年度	前年度実績から1.0ポイント以上(67.3%)の水準	前年度実績から1.0ポイント程度以上(69.1%)の水準	前年度実績から1.0ポイント程度以上(70.3%)の水準	前年度実績を上回り令和元年度から2.0ポイント程度(71.6%)の水準	前年度実績を上回り令和2年度から2.0ポイント程度(74.0%)の水準	国民年金保険料の納付率を向上させることが、公的年金制度の適正な事業運営に必要であるため、それを指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和4年度の目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構中期計画 https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/chukikeikaku.html 日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html (参考)平成27年度実績:63.4%、平成28年度実績:65%	左記のとおり
④ 厚生年金保険等の適用の状況 (アウトプット)	平成28年度	115,105	80,000事業所	令和4年度	(1)適用目標事業所数:87,500事業所 (2)適用目標被保険者数:196,500人	適用目標事業所数:80,000事業所	適用目標事業所数:82,000事業所	適用目標事業所数:88,000事業所	適用目標事業所数:80,000事業所	厚生年金保険の適用される事業所を把握するとともに、把握した事業所へ加入指導を行うことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要であるため、それを指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和4年度の目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html (参考)平成27年度実績:92,550事業所、平成28年度実績:115,105事業所	左記のとおり

⑤	年金給付事務の所要日数の目標(「サービススタンダード」)の達成率(アウトカム)	①95.9% ②91.7%	平成28年度	90%以上 ①老齢厚生年金 ②障害厚生年金	令和4年度	90%	90%	90%	90%	90%	年金事務所などで請求書を受け付けてからお客様に年金証書が届くまでの標準的な所用日数をサービススタンダードとして定め、その達成状況の改善に取り組むことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要であるため、それを指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和4年度の目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構中期計画 https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/chukikeikaku.html 日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html (参考)平成27年度実績:①94.1% ②90.1%、平成28年度実績:①95.9% ②91.7%	左記のとおり
⑥	「ねんきんネット」の利用者拡大(アウトプット)	457万件	平成28年度	「ねんきんネット」の利用者の拡大を図る	令和4年度	前年度比20%増(632.4万件)	前年度増加実績(95万件)を上回る取得件数	前年度増加実績(107万件)を上回る取得件数	「ねんきんネット」の利用拡大を図る(ID取得件数)	「ねんきんネット」の利用者の拡大を図る(利用者数)[参考:ユーザID取得件数]	「ねんきんネット」で年金記録の確認や年金の手続きが行われる環境を整備することが、公的年金制度の適正な事業運営に必要であるため、それを指標として選定し、「ねんきんネット」の利用者の拡大を図ることを日本年金機構の年度計画で令和4年度の目標として定めていることを踏まえ、令和4年度の目標としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html (参考)平成27年度実績:418万件、平成28年度実績:457万件	左記のとおり
⑦	未統合記録の解明件数(アウトプット)	3,145万件	平成28年度	未統合記録の解明・統合を図る	令和4年度	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	未統合記録の解明・統合を図る	未統合記録の解明・統合を図り、一人でも多くの方の記録の回復につなげていくことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要であるため、それを指標として選定し、年金記録の確認等の対応を行うことを日本年金機構の年度計画で令和4年度の目標として定めていることを踏まえ、その確認等の対応の結果として未統合記録の解明・統合を図ることを令和4年度の目標としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html (参考)平成27年度実績:3,110万件、平成28年度実績:3,145万件	左記のとおり
達成手段2(開始年度)		令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和4年度行政事業レビュー事業番号	
(5)	保険給付に必要な経費(年金特別会計厚生年金勘定)(昭和17年度)	241,703.6 億円 234,745.7 億円	240,508.9 億円 234,567.6 億円	240,738.6 億円	5	・労働者の老齢・障害又は死亡について、労働者及び遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、被保険者・事業主が納付した保険料、国庫負担金及び基礎年金勘定からの基礎年金相当給付費の繰入金等を財源として、厚生年金の給付を行う。					2022-厚労-21-0884	
(6)	福祉年金給付に必要な経費(昭和34年度)	0.1億円 0.1億円	0.2億円 0.0億円	0.1億円	5	・老齢による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与するため、国庫負担金等を財源として、老齢福祉年金の給付を行う。					2022-厚労-21-0886	

(7)	国民年金給付に必要な経費 (昭和36年度)	4148.8億円 3,491.1億円	3,606.3億円 2,964.5億円	3,208.1億円	5	・高齢・障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与するため、第1号被保険者が納付した保険料、国庫負担金及び基礎年金勘定からの基礎年金相当給付費の繰入金等を財源として、国民年金の給付を行う。	2022-厚労-21-0883	
(8)	社会保険オンラインシステムの運用等に 必要な経費 (昭和48年度)	343.9億円 334.3億円	429.9億円 409.0億円	426.1億円	3,4,5	・年金事務所等における届出・請求等に関する事務処理を正確かつ迅速に実施できるように、日本年金機構本部と年金事務所等を通信回線で接続した電子情報処理組織(社会保険オンラインシステム)の適正な運用等を行う。	2022-厚労-21-0889	
(9)	基礎年金給付に必要な経費 (昭和61年度)	256,478.5億円 238,053.0億円	264,369.4億円 240,926.2億円	271,092.8億円	5	・高齢・障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与するため、厚生年金・国民年金・共済組合等からの拠出金等を財源として、基礎年金の給付を行う。	2022-厚労-21-0882	
(10)	存続厚生年金基金等給付費等負担金に 必要な経費 (昭和61年度)	3,598.2億円 4,301.4億円	5,231.3億円 2,319.8億円	3,581.0億円	5	・存続厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金給付(代行給付)の費用について、法律改正による国庫負担の廃止や代行給付を行うのに必要な保険料率(免除保険料率)の対象給付の範囲が見直しされたことに伴い、免除保険料の手当する給付費部分と存続厚生年金基金等が給付する部分との差が生じることから、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)」に基づき、存続厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、存続厚生年金基金等の支給する老齢年金給付に要する費用の一部負担金を交付(9月・3月)する。 ・予定利率の低下や死亡率の改善により過去の加入期間について給付債務が増大するが、増大した債務については免除保険料率に反映していないことから、厚生年金本体の財政状況を考慮したうえで、事後的に厚生年金本体から存続厚生年金基金等に対して財源手当を行う必要があるため、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第63号)等に基づき、存続厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、責任準備金相当額が、過去期間代行給付現価額を下回っている場合に、当該下回っている額の一部負担金を交付(3月)する。	2022-厚労-21-0885	
(11)	社会保険オンラインシステムの見直しに 必要な経費 (平成17年度)	299.2億円 192.6億円	293.5億円 190.5億円	244.8億円	3,4,5	・経過管理・電子決裁、統計・業務分析等の制度共通の事務処理機能をフェーズ1、年金制度に基づく適用・徴収等の業務機能をフェーズ2として、年金制度改正等の状況や現行業務・システムの実情を踏まえ、要件の妥当性等を確認しながら、適宜必要な見直しを図りつつ、段階的にシステム開発等を進める。	2022-厚労-21-0890	
(12)	日本年金機構運営費交付金に必要な経費 (日本年金機構運営費交付金) (平成21年度)	1067.3億円 1067.3億円	1,059.9億円 1059.9億円	1037.2億円	3,4,5,6,7	・日本年金機構における人件費、一般管理費、年金記録問題対策経費にかかる資金について交付するもの。	2022-厚労-21-0891	
(13)	日本年金機構運営費交付金に必要な経費 (日本年金機構事業運営費交付金) (平成21年度)	2025.0億円 2025.0億円	2,067.0億円 2067.0億円	2011.3億円	3,4,5	・日本年金機構が行う厚生年金保険事業及び国民年金事業における①適用の促進、②保険料等収納対策の推進、③年金給付の迅速な決定及び正確な支給、④オンラインシステム運用及び見直しの取り組み、⑤年金相談の充実・情報提供の推進、のために必要な資金を交付する。	2022-厚労-21-0892	
(14)	ねんきん定期便 (平成21年度)	57.6億円 57.6億円	44.2億円 44.2億円	43.6億円	6	・国民年金及び厚生年金保険の被保険者全員に、毎年、保険料納付実績や将来の年金の給付に関する情報を分かりやすい形でお知らせする。 具体的には、①年金加入期間、②年金見込額、③保険料の納付額、④国民年金の月毎の納付状況、厚生年金保険の月毎の標準報酬月額・標準賞与・保険料納付額を記載。 (節目年齢(35歳、45歳、59歳)の方には全期間の状況を封書で、その他の年齢の方には直近の1年間の状況をハガキでお知らせする。) ※ 国民年金法及び厚生年金保険法上、保険料の納付の時効は2年であり、毎年の記録の確認が重要。	2022-厚労-21-0893	
(15)	年金関係文書等保管事業 (平成21年度)	12.0億円 12.0億円	16.7億円 16.7億円	18.2億円	-	・日本年金機構が保有する年金関係文書等について、機構の執務室及び機構が所有する倉庫の収納可能量を超える文書を倉庫の賃貸借契約又は文書保管委託契約を締結し、その保管を行うもの。	2022-厚労-21-0894	
(16)	公的年金制度等の適正な運営に必要な 経費(保険料納付手数料等) (平成22年度)	22.1億円 22.2億円	23.2億円 23.2億円	30.6億円	3,4,5	・国民年金事業、厚生年金保険事業における保険料収納対策の推進のため、納めやすい環境の整備を行う。具体的には、被保険者や事業主の納付の利便性を向上させ、かつ、保険料徴収を確実にするため、国民年金の保険料については、金融機関等における口座振替納付、コンビニエンスストア等の窓口における保険料収納及びクレジットカード会社における立替納付事務等、厚生年金保険の保険料については、金融機関等における口座振替納付を実施しており、それぞれ、所定の手数料を支払っている。	2022-厚労-21-0887	
(17)	公的年金制度等の適正な運営に必要な 経費(国民年金等事務取扱交付金等) (平成22年度)	144.2億円 127.6億円	143.8億円 128.4億円	139.0億円	3	・主に国民年金事業の推進のため、市区町村に対して協力・連携事務に要する費用について国民年金等事務費交付金の交付を行う。具体的には、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進、保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載、所得情報の提供など所定の単価に基づき事務費等交付金を支払うことにより、市町村事務を円滑に行うとともに、被保険者へのサービスの向上を図る。	2022-厚労-21-0888	
施策の予算額(千円)		令和2年度		令和3年度	令和4年度		政策評価実施予定 時期	令和4年度
		51,135,301,995		52,309,844,788	52,788,344,593			
施策の執行額(千円)		48,831,653,165		48,862,900,832				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明			令和4年2月25日	社会、経済の変化に対応した年金制度を構築するため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、年金受給開始時期の選択肢の拡大等を行う改正法の円滑な施行に努めます。		